【産業廃棄物管理票（マニフェスト）等使用時の注意事項等】

① 紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）

令和6年4月1日に横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例が一部改正されたことで、南本牧最終処分場へのマニフェストの提出は原則不要となりました。ただし、完了検査等で必要な場合は持参してください。その場合、運搬者は搬入終了時に必要事項が記載されたものを受け取り、排出者に写しを送付してください。

② 電子マニフェスト

紙マニフェストと同様に、任意で使用することが可能です。ただし、廃棄物を搬入する際に登録が済んでいる必要があります。登録がされていない場合、速やかに運搬者から排出者に連絡をし、その場で登録をしてもらいます。排出者に連絡が取れず、登録ができない場合、廃棄物を**搬入することができません**。

＜よくある質問＞

Q.処分事業場は何を記入するのか
A.名称：南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場
　住所：〒231-0816
　　横浜市中区南本牧3番1、4番1地先
　電話：045（625）9647

Q.処分受託者は何を記入するのか
A.名称：横浜市
　住所：〒231-0005
　　横浜市中区本町6-50-10
　電話：045（671）2121

Q.電子マニフェストについて教えてほしい
A.以下のホームページにて詳しく説明されていますので、御参照ください。
　JWNET　https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html

Q.南本牧最終処分場の電子マニフェストの ID を教えてほしい
　ID:3019514　公開確認番号:235993

Q.電子マニフェストの登録は後日ではだめなのか
A.南本牧最終処分場での廃棄物処理の円滑化のため、当日搬入時までの登録をお願いしています。御不便をおかけしますが、御理解、御協力をお願いします。